



平成 30 年 11 月 7 日

各 位

東京都中央区新川一丁目 28 番 44 号
アクリーティブ株式会社
代表取締役 社長 菅原 猛
(コード番号：8423 東証一部)
問い合わせ先 常務取締役 高山 浩
TEL 03-3552-8701

**支配株主である芙蓉総合リース株式会社による当社株券等に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

当社の支配株主（親会社）である芙蓉総合リース株式会社は、当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けを平成 30 年 9 月 25 日から平成 30 年 11 月 6 日まで実施していましたが、その結果について、同社より添付資料のとおり報告を受けましたので、お知らせいたします。

以上

(添付資料)

平成 30 年 11 月 7 日付「アクリーティブ株式会社株券等（証券コード：8423）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」



平成 30 年 11 月 7 日

各 位

会社名 芙蓉総合リース株式会社
代表者の
役職氏名 代表取締役社長 辻田 泰徳
(コード番号：8424 東証第一部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長 斎藤 敦子
電話番号 03 - 5275 - 8891

アクリーティブ株式会社株券等（証券コード：8423）に対する

公開買付けの結果に関するお知らせ

芙蓉総合リース株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 30 年 9 月 21 日付の取締役会決議により、アクリーティブ株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部、証券コード：8423、以下「対象者」といいます。）の非公開化の一環として、対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「1. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等に係る株券等の種類」において定義します。以下同じです。対象者普通株式及び本新株予約権を併せて、以下「対象者株券等」といいます。）を、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 30 年 9 月 25 日から本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 30 年 11 月 6 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

芙蓉総合リース株式会社
東京都千代田区神田三崎町三丁目 3 番 23 号

(2) 対象者の名称

アクリーティブ株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式
新株予約権

① 平成 28 年 7 月 13 日付の対象者取締役会の決議に基づき発行された 2016 年度株式報酬型新株予約権（以下「2016 年度株式報酬型新株予約権」といいます。）

- ② 平成 29 年 6 月 20 日付の対象者取締役会の決議に基づき発行された 2017 年度株式報酬型新株予約権（以下「2017 年度株式報酬型新株予約権」といいます。）
- ③ 平成 30 年 7 月 25 日付の対象者取締役会の決議に基づき発行された 2018 年度株式報酬型新株予約権（以下「2018 年度株式報酬型新株予約権」といい、2016 年度株式報酬型新株予約権及び 2017 年度株式報酬型新株予約権と併せて「本新株予約権」といいます。）

（4）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
9,826,800 株	一株	一株

- （注 1） 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、本公開買付けに応募された対象者株券等の全部の買付け等を行います。買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が、平成 30 年 8 月 3 日に提出した第 20 期第 1 四半期報告書（以下「対象者第 1 四半期報告書」といいます。）に記載された平成 30 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（43,427,500 株）に、対象者が平成 30 年 6 月 21 日に提出した第 19 期有価証券報告書に記載された平成 30 年 3 月 31 日現在の 2016 年度株式報酬型新株予約権（74 個）の目的となる普通株式数（7,400 株）及び平成 30 年 3 月 31 日現在の 2017 年度株式報酬型新株予約権（69 個）の目的となる普通株式数（6,900 株）並びに対象者が平成 30 年 7 月 25 日に公表した「株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ」に記載された平成 30 年 8 月 9 日現在の 2018 年度株式報酬型新株予約権（182 個）の目的となる株式数（18,200 株）を加算した株式数（43,460,000 株）から、対象者第 1 四半期報告書に記載された平成 30 年 6 月 30 日現在対象者が所有する自己株式数（566,800 株）、平成 30 年 9 月 21 日現在公開買付者が所有する対象者普通株式数（21,859,000 株）及び対象者の第二位株主である株式会社ドンキホーテホールディングスが所有する対象者普通株式の全て（以下「本非応募株式」といいます。）の数（11,207,400 株）を控除した株式数（9,826,800 株）を記載しています。
- （注 2） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- （注 3） 公開買付期間の末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により交付される対象者普通株式についても、本公開買付けの対象としております。
- （注 4） 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（5）買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 30 年 9 月 25 日（火曜日）から平成 30 年 11 月 6 日（火曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（6）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、415 円

2016 年度株式報酬型新株予約権 1 個につき 1 円

2017 年度株式報酬型新株予約権 1 個につき 1 円

2018 年度株式報酬型新株予約権 1 個につき 1 円

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、本公開買付けに応募された株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 30 年 11 月 7 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	7,802,151 株	7,802,151 株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合 計	7,802,151	7,802,151
(潜在株券等の数の合計)	—	—

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	218,590 個	(買付け等前における株券等所有割合 50.96%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	296,611 個	(買付け等後における株券等所有割合 69.15%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	428,588 個	

(注 1) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」には、平成 30 年 9 月 21 日現在公開買付者が所有する株券等 (21,859,000 株) に係る議決権の数を記載しております。

(注 2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者（但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注 3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者第 1 四半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第 1 四半期報告書に記載された平成 30 年 6 月 30 日現在の対象者普通株式の発行済株式総数 (43,427,500 株) から、対象者第 1 四半期報告書に記載された同日現在対象者が所有する自己株式

数(566,800株)を控除し、対象者が平成30年6月21日に提出した第19期有価証券報告書に記載された平成30年3月31日現在の2016年度株式報酬型新株予約権(74個)の目的となる普通株式数(7,400株)及び平成30年3月31日現在の2017年度株式報酬型新株予約権(69個)の目的となる普通株式数(6,900株)並びに対象者が平成30年7月25日に公表した「株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ」に記載された平成30年8月9日現在の2018年度株式報酬型新株予約権(182個)の目的となる株式数(18,200株)を加算した株式数(42,893,200株)に係る議決権の数(428,932個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日
平成30年11月13日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送いたします。

買付けは現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者が平成30年9月21日付で公表した「アクリーティブ株式会社株券等(証券コード:8423)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

対象者普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、公開買付者は、対象者普通株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式及び本非応募株式を除きます。)を取得することを目的とした手続きを実施することを予定しておりますので、かかる手続きを実施した場合には、東京証券取引所市場第一部の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は所定の手続きを経て上場廃止になります。今後の手続きにつきましては、決定次第、対象者より速やかに開示される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上